

令和2年 第1回定例会

湖周行政事務組合議会会議録

令和2年 3月24日 開会
令和2年 3月24日 閉会

湖周行政事務組合議会

令和2年第1回湖周行政事務組合議会定例会会議録目次

第1号（3月24日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○議会事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○組合長挨拶	4
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○組合長挨拶	16
○閉会の宣告	16
○署名議員	17

会 期 日 程

令和2年第1回湖周行政事務組合議会定例会

日 次	月 日	曜日	開 議 時 刻	摘 要
第1日	3月24日	火	午後 3 : 0 0	○本 会 議 ・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・組合長挨拶 ・議案上程、説明、質疑後即決 ・閉会

令和2年第1回湖周行政事務組合議会定例会会議録

議 事 日 程 (第1号)

令和2年3月24日(火)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 組合長挨拶
- 日程第 4 議案第1号 令和元年度湖周行政事務組合会計補正予算(第1号)
- 日程第 5 議案第2号 湖周行政事務組合職員の分限、定年、懲戒、服務、勤務時間その他勤務条件並びに給与、特殊勤務手当、退職手当及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第3号 湖周行政事務組合廃棄物処理施設の設置管理等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第4号 令和2年度湖周行政事務組合会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1番	渡辺太郎	議員	2番	今井康善	議員
3番	岩波万佐巳	議員	4番	牛山智明	議員
5番	小松 壮	議員	6番	笠原征三郎	議員
7番	宮坂 徹	議員	8番	岩村清司	議員
9番	廻本多都子	議員	10番	伊藤浩平	議員
11番	松井節夫	議員	12番	野沢弘子	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

組 合 長	今井竜五君	副 組 合 長	金子 ゆかり 君
副 組 合 長	青木 悟 君	副 組 合 長	小口明則 君
諏 訪 市 長	渡辺高秀 君	下 諏 訪 町 長	山田英明 君
副 市 長		副 町 長	
事 務 局 長	伊藤祐臣 君	会 計 管 理 者	小坂英之 君
岡 谷 市 監 査 委 員 事 務 局 長	武居浩史 君	岡 谷 市 市 民 環 境 部 長	百瀬邦彦 君
岡 谷 市 市 民 環 境 部 市 民 環 境 課 長	中村良則 君	諏 訪 市 市 民 部 市 長	花岡光昭 君
諏 訪 市 市 民 部 生 活 環 境 課 長	榎尾政行 君	下 諏 訪 町 住 民 環 境 課 長	増澤和義 君
総務建設課長	小平茂徳 君	総 務 建 設 課 長	島 一 幸 君
		計 画 係 長	

議会事務局職員出席者

局 長	小松 厚	次 長	伊藤 恵
主 幹	横内哲郎	主 幹	宮坂征憲

開会 午後 3時00分

◎開会の宣告

○議長（伊藤浩平議員） これより令和2年第1回湖周行政事務組合議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（伊藤浩平議員） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（伊藤浩平議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、6番 笠原征三郎議員、12番 野沢弘子議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（伊藤浩平議員） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤浩平議員） 御異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎組合長挨拶

○議長（伊藤浩平議員） 日程第3 組合長より御挨拶をお願いいたします。

組合長。

〔組合長 今井竜五君 登壇〕

○組合長（今井竜五君） 令和2年第1回湖周行政事務組合議会定例会の開会に当たりまして、挨拶を申し上げます。

本日は、令和元年度補正予算、条例改正、令和2年度予算の4議案を提案申し上げるものであります。

最終処分場整備につきましては、前回の令和2年1月31日の全員協議会で報告させていただいたとおり、建設阻止期成同盟会及び辰野町行政から、科学的データを得るための調査実施についての同意をいただくことができました。今回上程をいたしました令和元年度補正予算は、調査実施が令和2年度になることから、最終処分場整備費に係る調査費用全額について減額するものであります。

条例改正といたしましては、2点の改正を上程させていただきました。

1点目は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴い、会計年度任用職員の給与等に関し必要な事項を定めるため、湖周行政事務組合職員の分限、定年、懲戒、服務、勤務時間その他勤務条件並びに給与、特殊勤務手当、退職手当及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例であります。

また2点目は、諏訪市、下諏訪町の手数料変更及び手数料の徴収に係るICカードの有料化に伴い、湖周行政事務組合廃棄物処理施設の設置管理等に関する条例の一部を改正する条例を上程いたします。

次に、令和2年度当初予算でございます。総額9億9,309万円を計上いたしました。

歳入は、関係市町からの負担金、国からの循環型社会形成推進交付金、売電収入、組合債、直接持ち込み手数料が主なものとなります。循環型社会形成推進交付金は対象事業費の3分の1相当額を計上しております。

歳出は、議会費、総務費、衛生費、公債費、予備費で構成しております。

総務費につきましては、事務局職員の人件費と、組合の運営に必要な経費といたしまして、総額7,863万8,000円を計上しております。

衛生費につきましては、中間処理施設関連といたしまして、施設の運営費、中間処理施設から発生する焼却灰の委託処理費等、また最終処分場施設整備関連として事前調査費用等、

総額5億1,062万5,000円を計上しております。

公債費につきましては、組合債元金に係る起債の償還金3億9,002万3,000円、組合債利子に係る起債の償還金828万2,000円、総額3億9,830万5,000円を計上しております。

以上が令和2年度予算の大要であります。本組合の事業推進に当たり必要不可欠な予算でございますので、令和元年度補正予算、条例改正とあわせ、御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。開会の挨拶といたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（伊藤浩平議員） この際、9月18日に選任同意されました湖周行政事務組合監査委員の宮坂正志氏に登壇して御挨拶をお願いいたします。

宮坂正志氏、御挨拶をお願いいたします。

〔監査委員 宮坂正志君 登壇〕

○監査委員（宮坂正志君） 9月の組合議会臨時会におきまして、湖周行政事務組合監査委員の選任同意をいただきました宮坂正志でございます。

監査委員という重責に大変身が引き締まる思いがしております。本組合の行財政運営が公正で合理的かつ効率的に執行されているかを住民の目線に立って監査に当たることはもちろんのこと、特に内部統制体制の整備や充実につながるような視点での監査に意を配してまいりたいと考えております。

また近年、監査を取り巻く環境も目まぐるしく変わり、その対応が求められている中で、私自身も研さんに努めながら監査委員の職務を誠実に遂行し、微力ながら住民の皆様の信頼に答えてまいりたいと思っております。

組合議会の関係の皆様方におかれましては、今後ともさらなる御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。簡単ですが監査委員就任に当たっての挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤浩平議員） 日程第4 議案第1号 令和元年度湖周行政事務組合会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

組合事務局長。

〔組合事務局長 伊藤祐臣君 登壇〕

○組合事務局長（伊藤祐臣君） それでは、議案第1号 令和元年度湖周行政事務組合会計補正予算（第1号）につきまして説明いたします。

今回の補正内容ですが、令和元年度当初予算のうち、最終処分場整備に伴う事前調査業務について、令和元年度内での業務執行は見合わせることにしたため、その調査業務委託料を減額するものであります。

それでは、予算書に沿いまして説明をいたします。初めに、10ページ、11ページをお開きください。事項別明細書の3歳出から説明いたします。

3款衛生費1項清掃費2目最終処分場施設整備費1億5,474万1,000円の減額は、最終処分場施設整備費の予算全体といたしまして1億6,825万7,000円を計上しておりましたが、そのうち13節委託料の設計計画等委託料を1億5,474万1,000円減額するものであります。内訳としましては、既契約業務分が7,950万1,000円、未契約業務分が7,524万円でございます。

8ページ、9ページへお戻りください。2歳入について説明いたします。

1款分担金及び負担金1項1目負担金1節関係市町負担金1億575万3,000円の減額は、最終処分場施設整備費に係る建設費負担金によるものであります。

2款国庫支出金1項1目国庫支出金1節循環型社会形成推進交付金は最終処分場整備費に対する交付金であり、4,698万8,000円の全額を減額するものであります。

4款組合債1項1目衛生債1節一般廃棄物処理事業債も交付金同様、最終処分場整備費に対する起債であり、200万円の全額を減額するものであります。

以上の内容につきまして、6ページ、7ページが歳入と歳出の総括となっております。

お戻りいただきますが、続きまして、2ページをごらんいただきたいと思います。

第1表歳入歳出予算補正、1歳入及び3ページの2歳出は、それぞれ所定の書式によってお示しをしております。

おめくりをいただきまして、4ページをごらんください。第2表債務負担行為の補正であります。限度額3,036万円の債務は、未契約業務に係る令和2年度分の事業費に対す

るものとして計上したものでありますが、令和元年度補正におきまして、最終処分場施設整備費の委託料に関しては全額減額補正をし、令和2年度については、未契約業務については当初予算計上をしないことから、債務の廃止をいたすものであります。

5ページをごらんください。第3表地方債の補正であります。令和元年度に業務実施をしないため、一般廃棄物処理事業債を廃止するものです。

次に12ページをごらんください。今説明させていただいた、一般廃棄物処理事業債の200万円が減額された地方債の調書となります。

1ページへお戻りください。令和元年度湖周行政事務組合会計補正予算（第1号）第1条で、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億5,474万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,902万3,000円といたすものであります。

以下については説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤浩平議員） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤浩平議員） これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。何か御発言はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤浩平議員） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤浩平議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤浩平議員） 日程第5 議案第2号 湖周行政事務組合職員の分限、定年、懲戒、服務、勤務時間その他勤務条件並びに給与、特殊勤務手当、退職手当及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

組合事務局長。

〔組合事務局長 伊藤祐臣君 登壇〕

○組合事務局長（伊藤祐臣君） 議案第2号 湖周行政事務組合職員の分限、定年、懲戒、服務、勤務時間その他勤務条件並びに給与、特殊勤務手当、退職手当及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明申し上げます。

改正の理由につきましては、裏面にありますように、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴い、会計年度任用職員の給与等に関し必要な事項を定めるため、条例の改正をいたしたいものであります。

改正の概要であります。平成29年5月に公布されました地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、地方行政の重要な担い手となっている臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件等について統一的な基準が示され、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が創設されるとともに、臨時的任用職員について任用の厳格化が図られることとなったものであります。

これら法改正の規定に基づき、会計年度任用職員の給与等、必要な事項については条例で定めることとされており、本組合においては、職員の勤務条件や給与等について岡谷市の条例を準用していることから、会計年度任用職員制度に係る事項についても岡谷市の条例を準用するため、本条例を改正するものであります。

それでは、改正内容について説明いたします。

第1条は、職員の分限等について岡谷市の条例を準用することを規定しておりますが、会計年度任用職員制度の整備に当たり、新たに準用する三つの条例について規定を加えるものであります。

次に附則であります。この条例の施行期日を令和2年4月1日からとするものであります。

以上で議案第2号の説明を終わりますが、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤浩平議員） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤浩平議員） これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。何か御発言はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤浩平議員） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤浩平議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤浩平議員） 日程第6 議案第3号 湖周行政事務組合廃棄物処理施設の設置管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

組合事務局長。

〔組合事務局長 伊藤祐臣君 登壇〕

○組合事務局長（伊藤祐臣君） 議案第3号 湖周行政事務組合廃棄物処理施設の設置管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明申し上げます。

改正の理由につきましては、裏面にありますように、諏訪市、下諏訪町における一般廃棄物処理手数料の改定並びに諏訪湖周クリーンセンターへのごみの持ち込みに運用しているICカードの発行手数料の有料化に伴い、改正いたしたいものであります。

改正の概要であります。一般廃棄物処理手数料につき、諏訪市の家庭系一般廃棄物の有料化、下諏訪町の消費税増税に伴う改定及び2市1町の手数料統一化のためによる改定に伴い、条例改正を行うものであります。

また、ICカード発行手数料の有料化につきましては、諏訪湖周クリーンセンターにごみを搬入する者のうち、一般廃棄物処理手数料後納搬入者に対して貸与し運用している、IC

カードの適正使用の確立及び誤使用防止、管理徹底に向け、今後のＩＣカード発行に対して手数料を徴収するものであります。

それでは、改正の内容について説明いたします。

条例第８条は、諏訪湖周クリーンセンターにおける一般廃棄物処理手数料の徴収について規定したもので、ここにＩＣカードの発行手数料について追記しております。

次に、別表は、諏訪湖周クリーンセンターに、指定袋によらずに直接持ち込む際の手数料について規定しており、諏訪市の家庭系一般廃棄物手数料を無料から１０キログラム当たり１１０円に、下諏訪町の家庭系一般廃棄物手数料を１０キログラム当たり１００円から１１０円に、事業系一般廃棄物手数料を１０キログラム当たり１５０円から１６０円に、犬・猫等の死体の手数料を１体につき９００円から９４０円に改定を行うものです。この改定により湖周地区２市１町での、ごみ処理手数料が統一されることとなるため、別表の排出区域は削除しております。

次に附則であります。第１項は、条例の施行期日を令和２年４月１日からとし、別表の改正規定については令和３年４月１日からとするものであります。

以上で議案第３号の説明を終わりますが、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤浩平議員） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤浩平議員） これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。何か御発言はありませんか。

松井節夫議員。

○１１番（松井節夫議員） ただいまの議案について、私、下諏訪町の議会でもこの議案に対して反対いたしました。その理由といたしましては、昨年１０月から消費税が１０％に値上げされたこと、そして降って湧いたような新型コロナウイルス問題について景気が停滞している、こういう状況において公共料金の値上げをするという、こういう行政からの発信をするのは控えたほうがよいのではないかと、タイミングが悪いのではないかと考えております。

この施行の期日は令和３年からでありますけれど、下諏訪町の場合、新型コロナウイルス不況に対しても融資を制定しております。この融資は据え置きの後、返済するのがほぼこのころと一致すると思われま。この時期に少しでも企業の負担も少なくなるような、こういった

配慮が必要かと思えます。

よって、この議案に対して反対いたします。

○議長（伊藤浩平議員） そのほか御発言はありませんか。

宮坂 徹議員。

○7番（宮坂 徹議員） 賛成の立場で討論をさせていただきます。基本的には指定のごみ袋のことではなく、直接持ち込みによるものであり、各家庭での影響はさほど大きいものとは思われず、また湖周行政事務組合スタートの折には、それぞれの市町で実情によってきた、ばらつきのあったものが懸案であった3市町での手数料の統一という形になることであり、また令和3年度からの施行ということを周知するため、ここで改正するということであります。

また、ICカードの発行手数料については、適正使用のため、運用のために必要なことであり、周知をしっかりとお願いさせていただいて賛成をさせていただくものであります。

○議長（伊藤浩平議員） そのほか御発言はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤浩平議員） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本件は賛否両論がありますので、起立によって採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（伊藤浩平議員） 起立多数であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤浩平議員） 日程第7 議案第4号 令和2年度湖周行政事務組合会計予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

組合事務局長。

〔組合事務局長 伊藤祐臣君 登壇〕

○組合事務局長（伊藤祐臣君） それでは、議案第4号 令和2年度湖周行政事務組合会計予算につきまして説明いたします。

事項別明細書から説明してまいりますので、予算書の6ページ、7ページをお開きいただきたいと思います。

1 総括について説明いたします。湖周行政事務組合会計予算総額は、歳入歳出9億9,309万円で、前年度比3,932万6,000円の増となっております。予算増の主な理由としましては、諏訪湖周クリーンセンター建設工事に係る起債の平成28年度分の元金償還が始まったことによるものであります。

最初に、歳出の主なものについて説明を申し上げますので、予算書の10ページ、11ページをお開きください。

3歳出、第1款議会費であります。1項1目議会費は52万2,000円の計上で、前年度比57万3,000円の減であります。この経費は議会の運営に要する経費であります。減の主な理由としましては、年2回実施をしておりました議員視察を年1回へと変更したことから、視察に係る旅費及び委託料が減となったものであります。

8節旅費3万2,000円と、12節委託料20万9,000円のうち2万7,000円、13節使用料及び賃借料3万3,000円につきまして、議員視察に係る諸経費であります。

続きまして、12ページ、13ページをお開きください。第2款総務費でございます。

1項1目一般管理費は、7,863万8,000円の計上で、前年度比247万9,000円の増であります。この経費は組合事務局運営に要する経費でございます。

1節報酬から4節共済費までの合わせて6,660万1,000円は、職員8名分と令和2年度よりスタートする会計年度任用職員制度に係る職員1名の人件費等であります。

8節旅費23万1,000円は、議員による先進施設視察、また、国からの特定財源である循環型社会形成推進交付金の予算確保や、交付対象事業の拡充に向けての国等への要望活動経費を計上いたしました。

10節需用費130万3,000円は、消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費等であります。

12節委託料610万5,000円は、ホームページの管理委託料18万3,000円と、ごみ処理基本計画修正委託料590万4,000円が主な委託料であります。

13節使用料及び賃借料218万7,000円は、有料道路通行料、駐車場使用料、公用車両リース料、財務会計システム使用料、地方公会計システム使用料であります。

18節負担金補助及び交付金150万2,000円は、OA機器利用負担金、会計事務職員人件費負担金等でございます。

次に14ページ、15ページをお開きください。第3款衛生費でございます。1項1目最終処分場施設整備費は9,043万6,000円の計上で、前年度比7,782万1,000円の減であります。この予算は最終処分場施設整備に必要となる事前調査等の業務に要する経費でございます。減額の主な要因につきましては、最終処分場施設整備に係る委託料について、既契約である3業務のみ計上し、未契約業務分については当初予算計上をしないこととしたためであります。

8節旅費22万2,000円は、最終処分場建設候補地地元住民及び周辺地域住民等の先進施設視察に係る経費であります。

10節需用費90万7,000円は、最終処分場整備に伴う事務用消耗品費、先進施設視察に係る燃料費であります。

12節委託料7,811万7,000円は、令和元年度補正予算で減額した事前調査費を含めた業務委託料のうち、既契約業務である測量、地質、生活環境影響調査業務費用を計上しております。

16節公有財産購入費770万円は、最終処分場建設地の土地購入費であります。

1項2目中間処理施設運営費は3億1,290万円の計上で、前年度比366万7,000円の増であります。この予算は諏訪湖周クリーンセンターの運営に要する経費であります。

12節委託料3億988万2,000円は、諏訪湖周クリーンセンターの運営管理委託、DBO事業の運営モニタリング支援業務委託に要する経費及び見学者に対する配布物作成に要する経費であります。

18節負担金補助及び交付金57万2,000円は汚染負荷量賦課金であり、これは公害健康被害の補償等に関する法律に規定する、大気汚染系疾病に係る被認定者の補償給付等に要する費用の財源に充てるために、一定のばい煙発生施設等設置者から徴収されるものであります。

次に、1項3目残渣処理費は1億728万9,000円の計上で、前年度比114万2,000円の増であります。この予算は、焼却灰の民間委託に要する経費として令和元年度の実績等をもとに計上いたしました。

8節旅費23万6,000円は、灰処理の民間委託先地元自治体への事前協議、及び廃棄

物の処理及び清掃に関する法律施行令、同法施行規則に基づく民間委託先施設の現地確認に要する経費であります。

12節委託料1億626万4,000円は、ごみの焼却により発生した灰の処理を民間業者8社9施設へ委託処理する経費であります。

18節負担金補助及び交付金75万2,000円は、民間委託先の一つであります三重中央開発株式会社の所在する地元であります、三重県伊賀市への環境保全負担金であります。

次に16ページ、17ページをお開きください。第4款公債費であります。1項1目元金は3億9,002万3,000円の計上で、前年度比1億1,744万4,000円の増であります。この予算は、諏訪湖周クリーンセンターの建設工事及び岡谷市清掃工場解体工事に係る起債元金償還費用であり、令和2年度より諏訪湖周クリーンセンター建設工事関係の平成28年度分の起債償還が始まることから、大幅な増となっております。

1項2目利子は828万2,000円の計上で、前年度比59万7,000円の減であります。この予算は、諏訪湖周クリーンセンター建設工事及び岡谷市清掃工場解体工事に係る起債利子償還に要する経費であります。

次に18ページ、19ページをお開きください。第5款1項1目予備費は、前年度と同額の500万円の計上でございます。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、8ページ、9ページへお戻りください。2歳入につきまして説明いたします。

第1款分担金及び負担金1項1目負担金は6億8,145万円の計上で、前年度比3,989万7,000円の増であります。この予算は関係市町からの負担金であり、それを財源とする事業の内容により、事務費負担金、建設費負担金、運営費負担金、公債費負担金に分かれております。なお運営費負担金は、中間処理施設運営費、残渣処理費から諏訪湖周クリーンセンターへのごみの直接持ち込み手数料と売電収入等を差し引いた額となります。

第2款国庫支出金1項1目国庫支出金は2,601万8,000円の計上で、前年度比2,097万円の減であります。この予算は最終処分場施設整備費に対する国からの循環型社会形成推進交付金であり、交付金対象となる事業費の3分の1の額を計上しております。

第3款諸収入1項1目雑入は1億3,135万1,000円の計上で、前年度比1,470万7,000円の増であります。この予算は、諏訪湖周クリーンセンターの熱回収に伴う余剰電力の売電収入等であり、過年度実績等を考慮し計上いたしました。

第4款組合債1項1目衛生債は、前年度と同額の200万円の計上であります。この予算

は、最終処分場整備に係る測量調査費の一部につき起債が認められていることからの一般廃棄物処理事業債であります。

第5款使用料及び手数料1項1目使用料及び手数料は1億5,227万円の計上で、前年度比569万2,000円の増であります。この予算は諏訪湖周クリーンセンターへのごみの直接持ち込み手数料であり、過年度実績等を考慮し計上いたしました。また、滞納繰越分の収入として、諏訪市の事業系手数料であります。7万4,000円を計上しております。

以上が歳入の事項別明細書の説明となります。

予算書の20ページから24ページまでは給与費明細書、25ページは債務負担行為に関する調書、26ページは地方債現在高に関する調書であり、それぞれ所定の書式によりお示ししておりますので、説明は省略させていただきます。

1ページへお戻りください。令和2年度湖周行政事務組合会計予算、第1条第1項は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,309万円と定めるものであります。

第2項の第1表歳入歳出予算は、先ほど説明いたしました事項別明細書を総括したものであります。

第2条は債務負担行為であります。4ページの第2表をごらんください。最終処分場施設整備事業の事前調査業務の中で、令和3年度にまたがる生活環境影響調査業務費用についての期間、限度額について債務負担を設定するものであります。

1ページにお戻りください。第3条は地方債であります。5ページの第3表をごらんください。最終処分場整備に係る測量調査費等の一部につき一般廃棄物処理事業債充当が認められていることから、限度額等を設定するものであります。

以上で議案第4号の説明を終わりますが、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤浩平議員） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤浩平議員） これをもって、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。何か御発言はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤浩平議員） これをもって、討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤浩平議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎組合長挨拶

○議長（伊藤浩平議員） 以上で、今定例会の議事の全部を議了いたしました。

閉会前に組合長の御挨拶をお願いいたします。

組合長。

〔組合長 今井竜五君 登壇〕

○組合長（今井竜五君） 令和2年第1回湖周行政事務組合議会定例会の閉会に当たりまして、挨拶を申し上げます。

本日は、組合側から提出しました令和元年度補正予算、条例改正及び令和2年度予算につきまして、慎重審議の上、御議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。

最終処分場整備につきましては、科学的データを得るための調査を実施し、情報共有、共通認識を図り、信頼関係を継続し、事業推進に向け、今まで同様、慎重かつ丁寧に協議を進めてまいります。

議員各位におかれましても、引き続き事業に御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（伊藤浩平議員） これにて、令和2年第1回湖周行政事務組合議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉会 午後 3時48分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

湖周行政事務組合議会議長 伊藤 浩平

湖周行政事務組合議会議員 笠原 征三郎

湖周行政事務組合議会議員 野沢 弘子